



熱損失防止改修等住宅に対する固定資産税の減額申告書

年 月 日

柏崎市長 様

住 所 〒

申告者氏名
(納税義務者)(名称)

電話番号 ()

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 個人番号又は法人番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

地方税法附則第15条の9第9項及び同条第10項(第15条の9の2第4項及び同条第5項)に規定する熱損失防止改修等住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けたいので、柏崎市税条例附則第9条の3第9項(第9条の3第11項)の規定に基づき、次のとおり申告します。

| | | | |
|--|---|-----------------------|--------------------------------------|
| 家屋の所在 | 柏崎市 | | 家屋番号 |
| 種類 | 専用住宅 ・ 併用住宅 ・ 共同住宅 | | 持家の種類 |
| 構造 | 木造 ・ 非木造 (造) 階建 | | 一戸建 ・ マンション |
| 延床面積 | | 併用住宅にあつてはそのうちの住宅部分床面積 | m ² |
| 建築年月日 | 年 月 日 | | 平成20年(2008年)1月1日以前から所在する住宅であることが必須要件 |
| 登記年月日 | 年 月 日 | | |
| 熱損失防止改修工事等完了年月日 | 年 月 日 | | 平成20年(2008年)4月1日以降に完了した工事であることが必須要件 |
| 熱損失防止改修工事等の内容 | 窓 ・ 天井 ・ 壁 ・ 床 | 工事を実施した箇所に○印 | 窓の断熱性を高める改修工事を行っていることが必須要件 |
| 熱損失防止改修工事等に要した費用 | ① 改修費用 円 | ② ①に含まれている補助金等 円 | ③ ①から②を控除した金額 円 |
| 認定長期優良住宅の該当の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | | |
| 熱損失防止改修工事等が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出することができなかった理由 | | | |
| 世帯区分等状況確認 | 本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所等について税務課が各業務担当課へ照会することに、 同意します ・ 同意しません いずれかに○を記入してください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくことになります。 | | |

熱損失防止(省エネ)改修等住宅に対する固定資産税の減額申告書について

この申告書は、熱損失防止改修工事等(以下「省エネ改修工事等」という。)が完了した住宅の固定資産税の減額適用を受ける場合に、その家屋の所有者から申告していただくものです。

1 概要

(1)平成20年(2008年)1月1日以前から所在する住宅で令和6年(2024年)3月31日までの間に省エネ改修工事等が完了した家屋の固定資産税額(上限120㎡)の3分の1を減額します。

※併用住宅の場合、減額の対象となるのは居住部分のみとなります。

※平成29年(2017年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの間に省エネ改修工事等を行った住宅のうち、認定長期優良住宅に該当することとなったものについては、固定資産税額(上限120㎡)の3分の2を減額します。

(2)減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度1年分です。

2 対象となる家屋

(1)平成20年(2008年)1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅を除く。)であること。

(2)家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下(併用住宅は居住床面積が全体床面積の2分の1以上)であること。

(3)対象となる省エネ改修工事等を行っていること。

3 対象となる省エネ改修工事等

(1)改修工事に要した費用が1戸当たり50万円を超えるものであること。

※改修工事費に国や地方公共団体からの補助金等が含まれている場合は、それを除いた金額

(2)窓の断熱性を高める改修工事を行うこと。

◇窓の断熱性を高める改修工事と併せて行う次の改修工事についても対象となります。

ア 天井等の断熱性を高める改修工事

イ 壁の断熱性を高める改修工事

ウ 床等の断熱性を高める改修工事

4 提出書類

(1)増改築等工事証明書

(2)改修工事に要した費用が確認できる書類(工事見積書、契約書、工事費用の領収書等)

※国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けている場合は、それらの金額が確認できる書類が必要です。

(3)長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第6条、第9条又は第13条に規定する通知書の写し

※(3)は該当する場合のみ提出してください。

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合があります。

5 申告期限

省エネ改修工事等が完了した日から3か月以内に申告書を提出してください。

3か月以内に提出することができなかった場合は、その理由を記載してください。

6 提出先

柏崎市役所財務部税務課家屋係

電話：21-2256(直通)